

平成 28 年度第 3 回新潟市清掃審議会会議概要

開催日時	平成 28 年 11 月 2 日（水）午後 2 時～午後 3 時 55 分	
会 場	新潟市役所本館 6 階 第 4 委員会室	
出席者	出席委員	<p>山賀会長、菊野副会長、石井委員、掛川委員、片粕委員、齋藤委員、中澤委員、松原委員、八子委員</p> <p style="text-align: right;">計 9 名</p> <p>（欠席 柴田委員、住吉委員、高橋若菜委員、渡邊委員、高橋まゆみ委員、星島委員）</p>
	事務局	<p>環境部長、廃棄物政策課長、廃棄物対策課長、</p> <p>廃棄物施設課長 ほか</p>
主な議事	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1）会長の選出について</p> <p>（2）平成 27 年度 ごみ処理手数料収入の用途について</p> <p>（3）新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）</p> <p>3 連絡事項</p> <p>4 閉会</p>	
主な議題	<p>＜審議の進め方＞</p> <p>それぞれの議題について資料に基づき事務局が説明を行った後、委員からの意見・質問を受け審議を進めた。</p>	

<議題> (主な質問・意見等)

(1) 会長の選出について

- 清掃審議会規則に基づく委員の互選により、会長に山賀昌子委員を選出した。また、副会長であった山賀昌子委員が会長に選出されたことから、引き続いて副会長の選出にうつり、菊野麻子委員を選出した。

(2) 平成27年度 ごみ処理手数料収入の用途について

<意見等なし>

(3) 新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しについて
(審議)

- 市では最近、雑がみの分別についてチラシなどで周知を行っているが、排出できる雑がみの種類は記載されているが、大きさについての記載がない。どれくらいの大きさまでであれば雑がみとして出すことができるか。

市～ 雑がみとして出せる種類が分かりにくいというご意見をいただいたことから、チラシやクリアファイルを作成し、雑がみとして出せるもの・出せないものについて周知を行っている。大きさについては特に指定はなく、ポリ袋に入り、リサイクルできるものであれば出していただくことができる。

- シュレッター紙のように細かく裁断したものや封筒などの小さなものについてもポリ袋に入れて、雑がみとして出してよいか。

市～ 大きさの制限はしていない。リサイクルできる雑がみとして分別していただいた古紙類はリサイクルされる。なお、シュレッター紙を出す際は、他の雑がみとは混ぜずに単独でポリ袋に入れて出していたきたい。

- 資料7別紙1ページの情報提供の充実にサイチョプレスで新聞折り込みによる発行とあるが、最近、市報にいがたがスマートフォンのアプリで見ることができるようになったが、サイチョプレスを市報にいがたと同じようにアプリで見えるようにすることはできるのか。

市～ 市報にいがたの配布にも言えることであるが、新聞購読世帯が少なくなっているため新聞未購読世帯の方に郵送することが増えている。電子データでの提供も大切であるが、紙ベースで見ていただく方が多い状況であることから、今後、市民の皆さまにどのように伝達していくのが課題となる。

- 新聞購読世帯の減少により、サイチョプレスが全戸に配布されないということであるが、自治会・町内会には毎月1日と15日に全戸配布や回覧による配布物などが送られてくる。サイチョプレスについても、自治会・町内会を通じて配布することはできないか。

市～ 多くの方に一斉にお知らせしたい場合は、新聞折り込みによる配布が一番有効である。なお、市の全体的な方針として、自治会・町内会の皆さまに配布物で負担をかけないようにしている。

○ ごみの分け方・出し方に関する内容は頻繁に変わるものではないことから、重要なお知らせなどがあれば、年に一度配布するごみ収集カレンダーにあわせて配布してもいいのではないかと。

市～ 平成25年度に分別呼称が変わった際は、周知徹底を図るためごみ収集カレンダーとともにチラシを配布させていただいたことがある。ごみに関する啓発は繰り返し行う必要があり、サイチョプレスは雑がみの分別やごみ減量検定など毎回テーマを変えながら、年5回発行している。そのため、年度当初のカレンダー配布時のみではまかないきれないところがある。

○ サイチョプレスの掲載内容は評価しているが、情報量が多く紙面が画一化されているように感じる。重要なお知らせや内容のメインテーマであるというものは吹き出しで表現するなど、読みやすいように編集に一工夫をしてほしい。

市～ お伝えする情報の内容量との兼ね合いを考えながら工夫していきたい。読む方の目に留まるような編集を心掛けていきたい。

○ **資料3** 高齢化社会に向けた対応について（2）手数料の免除について、高齢者の方などに指定袋を支給しているとのことであるが、どのような基準で支給しているのか。

市～ 平成20年6月の新ごみ減量制度が始まった際から行っているものであり、乳幼児（0～3歳未満）のお子さまがいる世帯については乳幼児1人につき20リットルの指定袋を210枚支給している。なお、転入された場合の枚数は異なる。出生届や転入届に基づいて送付しているため、手続きは特に必要ない。また、資料に記載のとおり要介護1～5の認定を受けている65歳以上の在宅高齢者で常時紙おむつを必要とする方にも配布している。

○ **資料7別紙** 1ページの情報提供の充実に関し、評価が△となっているが、サイチョプレスの発行や様々な情報提供を行っているという面で、10年前とは比較にならないほど充実していることから、評価は○でもよいのではないかと。なお、現在はいろいろなパンフレットなどが発行され情報量が多すぎるので、シンプルにしてはどうか。

市～ 評価いただきありがたい。これまで、いろいろな機会をとらえ、ピンポイントな情報を伝えるために、各種のパンフレットを作成してきたところである。今後、パンフレットの発行にあたっては、内容をシンプルにすることや統合するなどしていきたい。

○ ごみ分別百科事典にいろいろな情報が集約されている。啓発活動を丁寧に行うこと、新しい情報を随時提供するなど、今後も引き続き取り組みを進めていただきたい。

○ ごみ処理施設を見学することで、ごみの分け方・出し方に関する意識が変わることもある。百聞は一見に如かずであり、施設見学は重要なことである。

○ 古布・古着の拠点回収場所は市内に8ヶ所となっているが、拠点を増やす考えはないか。または、集団資源回収などで対応する考えはないか。また、集団資源回収で古布・古着を回収した場合、奨励金の対象となるか。

市～ 市で集団資源回収業者に、古紙類とともに古布・古着の回収を行ってもらうことを働きかけていることから、自治会・町内会で契約している集団資源回収業者と相談していただきたい。なお、古布・古着の回収は奨励金の対象となる。

○ 資料7別紙2ページのリユース食器の普及について、利用件数が少ないようである。どのような普及啓発を行っているか。また、どのようなイベントで使われているか。

市～ ご指摘のとおり利用件数は伸びていない。自治会の祭りや学校の行事などで使われていることが多い。毎年継続的に利用していただいている団体が多い。啓発チラシを準備しているほか、リユース食器を利用していただいた団体に、他団体等への紹介をお願いしているところである。

○ 資料7別紙4ページのクリーンにいがた推進員制度の充実とあるが、クリーンにいがた推進員の活動としてごみ集積場での分別指導などがあるかと思うが、実際にどのような活動が行われているか確認したい。

市～ 市では毎年度、クリーンにいがた推進員を対象とした研修会を実施している。実際の活動内容は地域により異なっている。自治会・町内会によっては、当番制でごみ集積場の清掃を行っている場合もある。

○ クリーンにいがた推進員の地域での活動が見えない状況である。巻広域地区では、平成30年度を目処とし分別統一に関する動きがでている。現在は、分別モデル収集が始まっているが、依然として分別の状況は良くなっていないようである。今後、分別がスムーズに進むよう、クリーンにいがた推進員、コミュニティ協議会、自治会など地域でまとまっていく必要がある。

市～ クリーンにいがた推進員は、平成27年度研修会開催時点で市全体で5,292人、このうち3,268人の方から研修会に参加していただいている。毎年度、クリーンにいがた推進員全員を対象とした研修会を実施し、推進員の役割、ごみ集積場でのごみ出しに関する指導、市のごみ処理に関する制度などについて説明しているほか、施設見学会を実施している。平成29年度に研修会を実施する際は、一歩踏み込んだ説明を行っていきたい。

○ 資料4家庭系生ごみ関連施策について、2(1)生ごみ堆肥化容器の購入費補助及び電動生ごみ処理機の購入費補助が平成24年度から減少傾向になっているが、どのような理由があるか。

市～ 平成20年6月に有料指定袋制度が導入された際は、購入費補助は相当な件数があったが、年々減少している。理由として、生ごみは燃やすごみの指定袋に入れれば排出できることが考えられる。市報等での周知のほか、エコプラザ等の各種講座で普及を図っている。

傍聴者

3名